

総行行第259号
国不入企第27号
令和3年8月16日

各都道府県入札契約担当部局長
各都道府県財政担当部局長
各都道府県会計管理者
各指定都市入札契約担当部局長
各指定都市財政担当部局長
各指定都市会計管理者

殿

総務省自治行政局行政課長
(公印省略)

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公印省略)

令和3年8月の大雨による被災地域での建設工事等における
予定価格の適切な設定等について

公共工事及び公共工事に関する調査・設計・測量等の業務に係る予定価格の適切な設定については、「公共工事の円滑な施工確保について」(令和3年1月29日付け総行行第29号・国不入企第32号)等において、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うことを、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第20条第2項に基づき要請してきたところです。

被災地域では、調達環境の変化や作業条件の制約等により、現行の積算基準をそのまま適用することが適当でない場合が考えられることから、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第7条第1項第2号の規定に基づき、見積書を積極的に活用して積算する等、施工地域の実態に即した実勢価格等を機動的に把握し、適切な予定価格の設定に努めるようお願いいたします。

また、工事費の精算に当たっても、直接工事費の材料単価の変動については、いわゆる単品スライド条項を適切に実施するとともに、遠隔地からの建設資材調達や地域外からの労働者確保に伴う設計変更による請負代金額の変更等、適切な支払いに努めるようお願いいたします。併せて、調査・設計・測量等の業務についても、同様に取り扱うようお願いいたします。

貴都道府県におかれては、被災地域の状況にも配慮しつつ、貴都道府県内の市区町村(指定都市を除く。)に対しても、この旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

(参考) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成17年法律第18号) (抄)

(発注者等の責務)

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況 (以下「施工状況等」という。) の確認及び評価その他の事務 (以下「発注関係事務」という。) を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一 (略)

二 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するとき、災害により通常積算方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事等の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

三～九 (略)

2～5 (略)

公共工事の円滑な施工確保について（令和3年1月29日地方公共団体あて要請）

参考資料

○ 防災・減災、国土強靱化の加速化等を図る観点から、公共工事の円滑かつ適切な執行に向けて、適正価格による契約等の適切な措置の実施を要請

（『公共工事の円滑な施工確保について』令和3年1月29日総務省自治行政局長・国交省不動産・建設経済局長、『公共工事の円滑な施工確保に向けた取組について』令和3年1月29日総務省行政課長・国交省建設課長）

適正な価格による契約

（1） 予定価格の適正な設定

- 労務・資材等の最新の実勢価格等を反映した適正な積算の実施
- 災害や不調、不落の場合等における見積りの積極的な活用
- 歩切りの根絶について改めて徹底すること

（2） ダンピング対策の強化

- 低入札価格調査基準制度、最低制限価格制度の活用の徹底

※課長通知において以下の事項について通知

- ・ 調査基準価格の算定方式や設定範囲等の改訂等、必要な見直しの実施
- ・ 低入札価格調査について、適切な調査の実施を徹底すること
- ・ 発注体制上の課題等により価格調査の実効性確保が困難である場合等には必要に応じて、最低制限価格制度の活用などを検討すること

（3） 設計変更等の適切な実施

- 適切な設計図書の変更や、これに伴い必要となる請負金額や工期の変更
- 建設資材の不足を原因とした工事の遅れなど、受注者の責めに帰すことができない事由により工期が遅れる場合の適切な工期の変更
- 遠隔地の資材調達や地域外からの労働者確保に係る設計変更等

適正な工期設定、施工時期の平準化等

- 「工期に関する基準」等に基づき、休日等を考慮し、適正工期を設定
- 週休2日等を考慮し、必要となる労務費や機械経費等を適切に反映
- 債務負担行為の活用など、施工時期の平準化を図ること
（財政部局、農林・教育等の部局を含めた緊密な連携・取組など）

※課長通知において、社総交事業に係る債務負担行為の活用等について通知

地域の建設業団体等との緊密な連携

- 公共工事を受注する地域の建設業団体等との意見交換等を通じた緊密な連携により、公共工事の受注環境等の把握に努め、工事の円滑な発注や入札契約の適正化等に努めること

調査及び設計の円滑な実施

- 公共工事の調査・設計の発注についても、円滑な施工確保の取組を工事と同様に実施

技術者・技能者等の効率的活用等

（1） 地域の実情等に応じた適切な規模での発注

- 複数工区での発注等、適切な規模での発注
- 施工箇所が点在する工事の間接費の適切な運用

※課長通知においても、入札不調等が生じている場合等は、必要に応じて、複数工期をまとめて発注する等の発注ロットの拡大や地域要件の緩和等について適宜検討する旨を通知

（2） 技術者の専任等に係る取扱い

- 監理技術者等の専任に係る取扱の適切な対応

入札契約手続の迅速化等

- 入札公告等の準備行為の前倒し、総合評価落札方式における提出資料の簡素化、事業執行の効率化等に資する適切な規模での発注等
- 災害復旧事業における随意契約や指名競争入札の活用

※課長通知において、以下の事項について通知

- ・ 災害復旧工事等の発注に当たって、地域の実情等も考慮し、必要に応じて概算数量発注の活用についても適宜検討すること

地域の建設業者の受注機会の確保等

（1） 受注機会の確保等

- 適切な地域要件の設定や、地域精通度等の適切な企業評価
- 前金払制度のさらなる活用、前金払いの迅速かつ円滑な実施

（2） 技能者の就労環境の改善

- 社会保険未加入業者の排除等による適切な水準の賃金支払の促進
- 前払金、中間前払金の活用、適正な工期の設定、柔軟な設計変更